議案名	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等 に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制定趣旨	子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、同法の規定を引用している富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正するものです。
制定内容	子ども・子育て支援法第19条第2項が削られることに伴い、条例第3条の規定を改正するものです。
施行日	令和5年4月1日

新

(利用者負担の額)

- 第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号まで(法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1))に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める利用者負担の額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者に係る教育・保 育給付認定保護者 0円
 - ア 法第19条第1号 に該当する教育・保育給付認定子ども
 - イ 法<u>第19条第2号</u> に該当する教育・保育給付認定子ども(満 3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給 付認定子ども(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受 ける者を除く。次号において「特定満3歳以上保育認定子ども」とい う。)を除く。)
 - (2) 法<u>第19条第3号</u> に該当する教育・保育給付認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次条及び別表第1において 「満3歳未満保育認定子ども」という。) に係る教育・保育給付認定保 護者 別表第1に定める額

ΙE

(利用者負担の額)

- 第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号まで(法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1))に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める利用者負担の額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者 0円
 - ア 法第19条第1項第1号に該当する教育・保育給付認定子ども
 - イ 法<u>第19条第1項第2号</u>に該当する教育・保育給付認定子ども(満 3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給 付認定子ども(法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受 ける者を除く。次号において「特定満3歳以上保育認定子ども」とい う。)を除く。)
 - (2) 法<u>第19条第1項第3号</u>に該当する教育・保育給付認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次条及び別表第1において 「満3歳未満保育認定子ども」という。) に係る教育・保育給付認定保 護者 別表第1に定める額